

## 【事業主行動計画書】

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成21年4月1日より26年3月31日の5年間
2. 内 容

### 目 標 1

平成22年3月までに母性健康管理に関する制度について情報提供を行う。

#### 【対策】

平成22年1月 職場内広報誌を活用した周知・啓発の実施  
平成22年3月 対象となる職員への資料の配付

### 目 標 2

平成22年3月までに、育児休業後の職員が復帰しやすくするため、休業中の職員に資料送付等による情報提供を行う。

#### 【対策】

平成21年度より 労働者の具体的なニーズの調査  
平成22年1月 職場内広報誌を活用した周知・啓発の実施  
平成22年度より 社内広報誌等の定期的提供

### 目 標 3

平成23年3月までに所定外労働を削減するためノー残業デーを設定する

#### 【対策】

平成22年3月まで 所定外労働の原因を分析  
平成22年3月まで 労働者の意識調査  
平成22年4月 職場内広報誌を活用した周知啓発の実施  
平成22年4月 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施

### 目 標 4

平成26年3月までに年次有給休暇の取得率を一人あたり平均30%以上とする

#### 【対策】

平成21年度より 職場内広報誌を活用した周知啓発の実施  
平成21年度より 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施  
平成21年3月 連続休暇制度の活用